

山口県報

平成31年
3月29日
(金曜日)

目 次

- 人委規則
- 公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則……………
- 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則……………
- 勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則……………
- 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………
- 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則……………
- 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………
- 定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 社会福祉法人山口県社会福祉協議会
第二条第二項第五号を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項第五号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表四級の項中「身体障害者更生相談所長の職務」を削り、「豊浦総合支援学校事務長」を「下関総合支援学校事務長」に改め、同表六級の項中「山口ゆめ花博推進室長の職務」を削り、「観光プロジェクト推進室長」を「観光プロモーション推進室長」に、「保健所次長の職務」を「保健所次長の職務 福祉総合相談支援センター次長の職務」に改め、「精神保健福祉センター次長の職務」を削り、「身体障害者福祉センター所長」を「身体障害者更生相談所長」に改め、「（中央児童相談所長の職務を除く。）」、「児童相談所次長の職務」及び「山口きらら博記念公園管理事務所長の職務」を削り、「豊浦総合支援学校事務長」を「下関総合支援学校事務長」に改め、同表七級の項中「中央児童相談所長」を「福祉総合相談支援センター所長」に改め、「図書館長の職務」を削る。

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表五級の項及び七級の項中「告訴指導官の職務」を「告訴指導官の職務 情報・手口分析官の職務」に改める。

別表のハ 研究職給料表等級別職務区分表五級の項中「美術館長の職務」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則

勤務一時間当たりの給与額に関する規則（平成三十三年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「十九」を「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。）第九条又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第六条に規定する祝日法による休日（土曜日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日及び土曜日を除く。）の日数の合計」に改め、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「□」を削り、「□」という。）第二条第二項」を「第二条第二項」に改め、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「□」を削り、「□」という。）第三条第二項」を「第三条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年山口県条例第四十一号）」を「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例（平成三十一年山口県条例第四号）」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第六条 任命権者は、条例第八条の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下この条において「時間外勤務」という。）を命ずる場合には、限度時間を超えない範囲内における必要最小限の勤務に限るものとする。この場合において、任命権者は、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 前項の限度時間（以下単に「限度時間」という。）は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間とする。

3 業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて勤務させる必要がある所属として任命権者が指定する所属（以下「指定所属」という。）に勤務する職員については、前項の規定にかかわらず、限度時間を一箇月について百時間未満及び一年について七百二十時間とすることができる。この場合における当該職員の時間外勤務の時間については、次の各号に掲げる要件を満たすものとしなければならない。

- 一 一箇月について四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えないこと。
- 二 一年を一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えないこと。
- 4 一年の中途において、指定所属から指定所属以外の所属の職員となった職員に係る限度時間については、第二項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める時間とする。

5 任命権者は、災害その他避けることのできない事由により特に緊急に処理すべき業務であると認める業務に従事する職員に対して、限度時間を超える時間外勤務を命ずることができる。当該業務に従事していた職員に対して時間外勤務を命ずることが必要な場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

6 任命権者は、前項の規定により時間外勤務を命ずる職員の健康に最大限の配慮をするとともに、人事委員会が定める日までに当該時間外勤務の要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第十二条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において六日の範囲内の期間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成三十一年八月三十一日までの間における改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第六条第三項第二号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則第二条に規定する大学院の課程には、

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第四項第二号の規定により改正前の同規則第二条に規定する大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年山口県条例第四十二号）」を「一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年山口県条例第五号）」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和三十五年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年山口県条例第四十二号）」を「一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年山口県条例第五号）」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第八条 教育委員会は、条例第七条の二の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下この条において「時間外勤務」という。）を命ずる場合には、限度時間を超えない範囲内における必要最小限の勤務に限るものとする。この場合において、教育委員会は、学校職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 前項の限度時間（以下単に「限度時間」という。）は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間とする。

3 業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて勤務させる必要がある所属として教育委員会が指定する所属（以下「指定所属」という。）に勤務する学校職員については、前項の規定にかかわらず、限度時間を一箇月について百時間未満及び一年について七百二十時間とすることができる。この場合における当該学校職員の時間外勤務の時間については、次の各号に掲げる要件を満たすものとしなければならない。

- 一 一箇月について四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えないこと。
- 二 一年を一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えないこと。
- 4 一年の中途において、指定所属から指定所属以外の所属の職員となった学校職員に係る限度時間については、第二項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める時間とする。
- 5 教育委員会は、災害その他避けることのできない事由により特に緊急に処理すべき

業務であると認める業務に従事する学校職員に対して、限度時間を超える時間外勤務を命ずることができる。当該業務に従事していた学校職員に対して時間外勤務を命ずることが必要な場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

6 教育委員会は、前項の規定により時間外勤務を命ずる学校職員の健康に最大限の配慮をするとともに、人事委員会が定める日までに当該時間外勤務の要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第十三条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 学校職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において六日の範囲内の期間

第二十二条中「第七条、第八条第二項」を「第六条、第七条第二項、第八条第一項、第三項、第五項及び第六項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成三十一年八月三十一日までの間における改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第八条第三項第二号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。